第十二条の七　（略）

2～11　（略）

12　令第七条第十号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。

二　外気と遮断されていない反応設備にあつては、反応中は、反応設備内を負圧に保つこと。

三　水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

13　（略）

14　令第七条第十一号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、第十二条の二第十四項第三号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。

五～十一　（略）

15　令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十五項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二～六　（略）

16　令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十六項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二～五　（略）

17　令第七条第十三号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとすること。

一　廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十七項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

二　洗浄方式の施設にあつては、第十五項第三号ホの規定の例によること。

三　（略）

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二　法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三　（略）

三の二　令第七条の二に規定する令第七条第十号の二に掲げる施設　処分した廃水銀等の各月ごとの数量

第十二条の七　（略）

2～11　（略）

（新設）

12　（略）

13　令第七条第十一号の二に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　溶融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される溶融炉内の温度を記録すること。ただし、第十二条の二第十三項第三号ただし書に規定する装置を用いて溶融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。

五～十一　（略）

14　令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設を除く。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十四項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二～六　（略）

15　令第七条第十二号の二に掲げる施設（ポリ塩化ビフェニル汚染物分解施設に限る。）の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十五項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。

二～五　（略）

16　令第七条第十三号に掲げる施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとすること。

一　廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第十六項第一号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は、速やかに必要な措置を講ずること。

二　洗浄方式の施設にあつては、第十四項第三号ホの規定の例によること。

三　（略）

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二　法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三　（略）

（新設）